

参考－2 草津市総合交通戦略協議会

(1) 協議会の開催状況

草津市総合交通戦略協議会を計 7 回開催した。

| 協議会 | 開催日時 | 開催場所 | 議事 |
|-------|--------------------------------|---------------------|---|
| 第 1 回 | 平成 24 年 9 月 3 日(月) 14:00～ | 市立まちづくりセンター 202 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 草津市総合交通戦略について ・ アンケート調査の実施に向けて ・ 策定スケジュールについて |
| 第 2 回 | 平成 24 年 11 月 27 日(火) 13:30～ | 市立まちづくりセンター 301 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査について ・ 事業者アンケート調査について ・ 総合交通戦略の策定に向けて |
| 第 3 回 | 平成 25 年 7 月 30 日(火) 14:00～ | 市立まちづくりセンター 301 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査について ・ 都市交通マスタープラン及び総合交通戦略について |
| 第 4 回 | 平成 25 年 9 月 5 日(木) 10:00～ | 市立まちづくりセンター 301 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 草津市都市交通マスタープラン及び草津市総合交通戦略の基本施策について |
| 第 5 回 | 平成 25 年 10 月 23 日(水) 15:00～ | 草津市立市民交流プラザ 大会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 草津市都市交通マスタープラン(案)及び草津市総合交通戦略(案)について ・ 新駅設置の概略検討(案)について |
| 第 6 回 | 平成 25 年 11 月 27 日(水) 10:00～ | 草津市立市民交流プラザ 大会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 草津市都市交通マスタープラン(案)及び草津市総合交通戦略(案)について ・ パブリックコメントの実施について |
| 第 7 回 | 平成 26 年 2 月 18 日(火) 10:00～ | 市立まちづくりセンター 301 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施結果について ・ 草津市都市交通マスタープラン(案)及び草津市総合交通戦略(案)について |

(2) 協議会メンバー

協議会メンバーを以下に示す。

| 番号 | 所属 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|-----|--------------------------------|-------------------------|-------------------|-----|
| 1 | 草津市まちづくり協議会連合会 (草津市自治連合会) | 会長 (監事) | 小林 達男 (川瀬 善行) | 副会長 |
| 2 | 草津市老人クラブ連合会 | (副会長) | 西蔵 清彦 (濱田 和一) | |
| 3 | 公募委員 | | 南出 幸代 | |
| 4 | 公募委員 | | 香月 潤平 | |
| 5 | 特定非営利活動法人 滋賀県脊髄損傷者協会 | 常務理事 | 前野 奨 | |
| 6 | 立命館大学理工学部 | 教授 | 塚口 博司 | 会長 |
| 7 | 立命館大学理工学部 | 講師 | 塩見 康博 | |
| 8 | 西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京都支社地域共生室 | 室長 | 平野 剛 | |
| 9 | 一般社団法人滋賀県バス協会 | 専務理事 | 樋口 俊助 | |
| 10 | 一般社団法人滋賀県タクシー協会 | 専務理事 | 加茂 学 | |
| 11 | 滋賀県自転車軽自動車商業協同組合 草津・栗東支部 | 支部長 | 大西 清 | |
| 12 | 近畿地方整備局建政部都市整備課 | 課長 | 吉澤 勇一郎 | |
| 13 | 近畿地方整備局滋賀国道事務所 | 所長 (所長) | 日野 雅仁 (沢田 康夫) | |
| 14 | 近畿運輸局滋賀運輸支局 | 首席運輸企画専門官 | 後藤 浩之 | |
| 15 | 滋賀県土木交通部 | 技監 | 松本 勝正 | |
| 16 | 滋賀県土木交通部交通政策課 | 課長 (課長) | 四塚 善弘 (谷村 定義) | |
| 17 | 滋賀県南部土木事務所 | 所長 | 徳島 英和 | |
| 18 | 草津警察署交通課 | 課長 (課長) | 堤 伸一 (吉井 弘明) | |
| 19 | 草津市 | 特命監(都市再生担当) (政策監) | 浅見 善廣 (田中 成興) | |
| 事務局 | 草津市都市建設部 | 部長 (部長) | 北中 建道 (浅見 善廣) | |
| | | 理事(景観・交通政策担当) (理事) | 川崎 周太郎 (岡村 寿昭) | |
| | | 副部長(景観・交通政策担当) (副部長) | 山本 憲一 (北中 建道) | |
| | 草津市都市建設部交通政策課 | (課長) | (山本 憲一) | |
| | | 参事 | 松尾 俊彦 | |
| | | 主事 (主事) | 三田村 純 (青木 亮太) | |

※各項目の下段()内は、平成24年度の協議会メンバーを掲示

(3) 協議会設置要綱

草津市総合交通戦略協議会設置要綱を以下に示す。

草津市総合交通戦略協議会設置要綱

(設置)

第1条 草津市における総合交通戦略の策定に当たり、住民、各種団体等からの様々な意見および考えを反映させるため、草津市総合交通戦略協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、総合交通戦略に盛り込むべき事項について検討を行う。

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 市職員
- (2) 社団法人滋賀県バス協会が指名する者
- (3) 一般社団法人滋賀県タクシー協会が指名する者
- (4) 市民または市内交通の利用者
- (5) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する者
- (6) 学識経験者
- (7) 道路管理者、滋賀県警察その他の協議会の運営上必要と認められる者

2 委員の任期は、委嘱の日から前条の検討が終了する日までとする。

(会長等)

第4条 協議会に会長および副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、委員の互選によって定める。

4 副会長は、会長があらかじめ指名する者とする。

5 会長に事故あるとき、または会長が不在のときは、副会長が会長の職務を行う。

6 会長および副会長ともに事故あるとき、または不在のときは、あらかじめ指名された委員が、会長の職務を行う。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、会議に必要と認める時は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、都市建設部交通政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。